

## (行政視察・政務活動・議員研修) 報告書

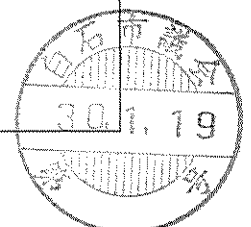
平成30年1月19日

白石市議会議長 志村 新一郎 殿

議員氏名 澁谷 政義

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成30年 1月15日(月) ～ 1月16日(火)
調査・研修先	平成29年度第2回市町村議会議員特別セミナー～地域における政策課題
調査事項 (研修事項)	① 人工知能AIの現状とこれから ② 地域活動と議員の役割 ③ 複雑化・多様化する環境問題への取組 ④ 地方自治の本旨と地方議会制度の在り方
対応者・講師等	① 国立情報学研究所教授、(一社)人工知能学会会長 山田 誠二氏 ② 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、(一社)地域経営推進センター代表理事 中村 健氏 ③ 放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 岡田 光正氏 ④ 首都大学東京大学院社会科学部研究科法学政治学専攻教授 木村草太氏
概 要	<p>『人工知能の現状とこれから』 一日目 (1時限目)</p> <p>1、AIを取り巻く状況、人工知能AIとは何か 2、AIここ数年のトピッカー第3次AIブーム 3、AIの得手/不得手 4、AIで変わる社会—今後有望な応用分野— 5、日本企業に期待されること、準備すべきこと 6、これからのAI—インタラクティブAI—</p> <p>『地域活動と議員の役割』 (2時限目)</p> <p>○地方自治は首長と議会の”善政競争” 地方分権が進む一方で、自治体の財政悪化、行政サービス低下、さらに合併による地域の一体感の喪失など自治を取り巻く状況は厳しさをましている。二元代表制の地方自治は、首長と議会がともに住民の信任を得て責任をもつ。</p> <p>○議会の権限は大きい 行政を担う首長は議会が予算案や条例案を可決してくれないと何も仕事ができない。</p> <p>○議員の役割 住民のニーズを意見交換会等で吸い上げる役割がある。</p>



	<p>『複雑化・多様化する環境問題への取組』 二日目 (1時限目)</p> <p>1、環境基本法について(第1条～第16条)</p> <p>2、第四次環境基本計画(平成24年4月27日)</p> <p>○目指すべき持続可能な社会の姿「安全」「低炭素」「循環」「自然共生」</p> <p>3、第五次環境基本計画の方向性について(案)</p> <p>○我が国が抱える環境・経済・社会の課題→総合的向上が求められる</p> <p>○持続可能な社会に向けた国際的な潮流</p> <p>○地域循環共生圏のイメージ</p> <p>4、環境問題解決の向けた目標は?水環境の劣化はなぜ問題か?それはどの程度まできれいにするのか?</p> <p>○汚濁/汚染した水環境への対策は</p> <p>○水環境の望ましい状態とは</p> <p>○人間の健康の保護に関する水質環境基準</p> <p>○水域によって水利用/期待が異なる:類型あてはめ</p> <p>5、環境問題解決の方法は?</p> <p>○活性汚泥処理法:微生物による排水処理</p> <p>○排水処理技術とは、汚水+(エネルギー、資材、薬品)⇒浄水(水環境)+排ガス(温暖化)+廃棄物(廃棄物)</p> <p>○国としての一律排水基準・上乘せ規制(都道府県の条例で定める・すべての都道府県で上乘せ規制実施)</p> <p>7、多様化する環境問題への対策は?</p> <p>○水に関する国民の意識の変化</p> <p>○良好な水環境の構成要素</p> <p>8、地球規模の環境問題への対策?</p> <p>○世界平均地上気温の経年変化・複数の分野地域に及ぶ8つのリスク</p> <p>①海面上昇、沿岸での高潮被害</p> <p>① 大都市部への洪水の被害</p> <p>② 極端な気象現象によるインフラ等の機能停止</p> <p>③ 熱波による、特に都市部の脆弱な層における死亡や疾病</p> <p>④ 気温上昇、干ばつ等による食料安全保障が脅かされる</p> <p>⑤ 水資源不足と農業生産減少による農村部の生計及び所得損失</p> <p>⑥ 沿岸海域における生計に重要な海洋生態系の損失</p> <p>⑦ 陸域及び内水生態系がもたらす損失</p> <p>《環境問題の対応は、そこそこに!》</p> <p>『地方自治の本旨と地方議会制度の在り方』 (2時限目)</p>
--	---

## 一、地方自治とは何か？

- 1、国家主権の原理との緊張関係
- 2、国家法人内部の権力分立
- 3、連邦制の原理との比較
- 4、単一国家における地方政府の民主的正統性

## 二、GHQ案と日本政府案：第八章の制定経緯

- 1、GHQ案におけるホーム・ルール制
- 2、日本国憲法におけるホーム・ルール制の挫折

## 三、日本国憲法の地方自治

- 1、地方自治の本旨（憲法92条の意義）
- 2、地方公共団体の設置
- 3、地方公共団体の組織（二元代表制）
- 4、地方公共団体の権限
- 5、地方特別法の住民投票

## 四、地方議会の意義

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

## 【二日間の特別セミナー受講の総括】

人工知能学会会長、山田教授は、「A Iで人間の仕事が奪われる」は間違い、真に普及するには人間と人工知能の建設的な協調の議論が欠かせない。A Iの技術的な限界とは「人間の判断や行動は、無意識で行われ、ルール化、信号化できない」という問題だ。すなわち人間の行動を理論的に信号化することは、なかなか困難である。これからは、人間とA Iが得意分野を補い合い協調して問題解決していくことである。

「複雑化・多様化する環境問題への取組（放送大学理事・副学長、岡田氏）」のセミナーにては、環境問題に携わるには目的をどのように持つかがポイント、全てをきれいにすることは不可能であり、きれいにすることが本当に良いことですか！ほどほどに考えるべきと語っている。

人間の健康や利用目的を超えなければ、あまり過度なことに特化し過ぎると他の環境に大きく影響を与えることを、今回は勉強させていただきました。

以上